

## 事業概要

まちの活力の維持・増進、持続可能な都市構造への再構築の実現に資するため、まちの拠点となるエリアにおける医療・福祉等の都市機能を導入する優良建築物等を整備する。

## 補助対象事業

事業タイプ	対象地区 (立地適正化計画に定められた都市機能誘導区域内で、下欄に該当する区域)	対象となる誘導施設 (立地適正化計画に位置付けられたもの)
人口密度維持タイプ	次の要件を満たす中心拠点区域等(※ 三大都市圏域の政令市及び特別区を除く) ①人口集中地区 ②駅から半径1kmの範囲内又はバス停等から半径500mの範囲内 ③公共用地率15%以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療施設</li> <li>福祉施設</li> <li>教育文化施設(子育て支援施設含む)</li> </ul>
高齢社会対応タイプ	次の要件を満たす区域 ①高齢者密度(65歳以上の高齢者)が40人/ha以上 ②バス・鉄軌道の停留所・停車場から半径100mの範囲内 ③公共用地率15%以上の区域内	高齢者交流施設 (高齢者の相互交流や健康増進、生きがい活動を目的として高齢者が交流する施設)

## 補助要件

### ■ 事業要件

- 誘導施設を整備すること
- 地区面積が概ね300㎡以上

### ■ 補助対象費用

- ①調査設計計画
- ②土地整備(除去費等)
- ③共同施設整備(供給処理施設、空地等の整備)
- ④用地取得費(緑地、広場、通路等の公共の用に供する敷地に相当する部分に限る。)
- ⑤専有部整備費(誘導施設の部分に限り、購入費は含まない。民間事業者等の場合、整備費の23%)

## 施行者

地方公共団体、民間事業者、地方住宅供給公社等

## 補助率

	地方公共団体	民間事業者等
人口密度維持タイプ	国:1/2、地方:1/2	国:1/3、地方:1/3、民間:1/3
高齢社会対応タイプ	国:2/5、地方:3/5	国:4/15、地方6/15、民間:1/3

## 特例措置

### ■ 交付対象事業費の嵩上げ

- 右囲みのいずれかに該当する場合、交付対象事業費を1.2倍することにより、民間事業者等の負担を軽減

### ■ 土地取得費に対する支援

- 都市機能誘導区域外から区域内に移転する場合、土地負担の増分の一部(23%)を支援

